

台湾専利法改正（施行日：2013年1月1日）

2012年12月25日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

（旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所）

## 1. はじめに

台湾専利法（特許、実用新案、意匠の3種）の改正法が2011年12月21日に公布され、2013年1月1日に施行されます。今回の改正内容のうち重要なものについて以下に説明します。

### 【全8頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長       ： 新井 孝政（大阪本部在籍）  
外国専門部長代理   ： 岡部 泰隆（大阪本部在籍）  
TEL                 ： 06 - 6351 - 4384（代表）  
E-Mail              ： iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.